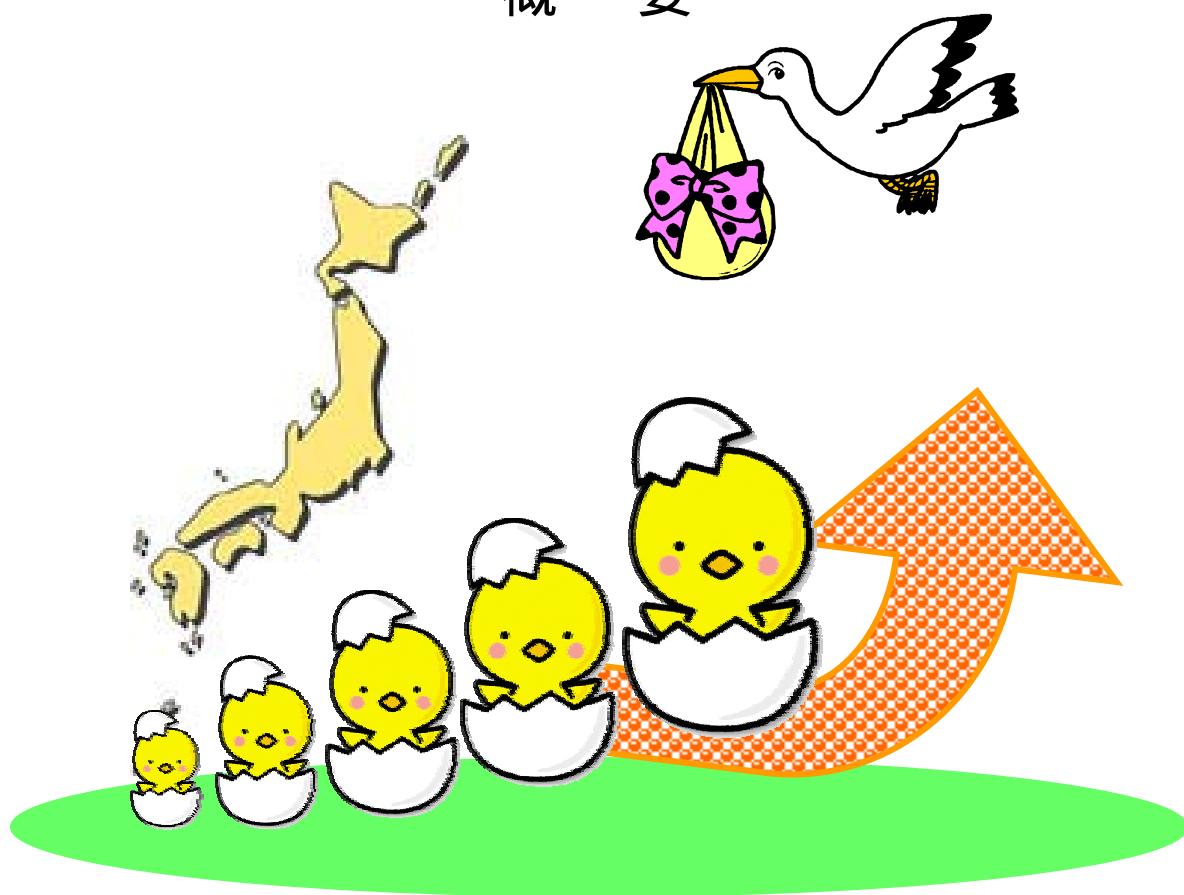




# 次世代育成支援対策推進のための調査 都道府県調査

## 概 要



平成16年10月

全国知事会  
男女共同参画研究会

# 「次世代育成支援対策推進のための調査（都道府県調査）」結果の概要

全国知事会男女共同参画研究会

## 1 調査の趣旨（目的）

平成15年の我が国の合計特殊出生率は1.29と過去最低を更新したことが発表されるなど、予測を超えて少子化が進行しており、少子化対策は、わが国にとって最大の課題の1つとなっている。他方、地方公共団体にとって喫緊かつ重大な課題である三位一体の改革においては、税財源の移譲等財政的な問題ばかりでなく、それぞれの政策立案における自由裁量を高め地域の実情に対応することが不可欠となっている。その意味で、少子化対策において、地域の創意工夫を活かした施策を創造し発信することは、大変意義深いことである。

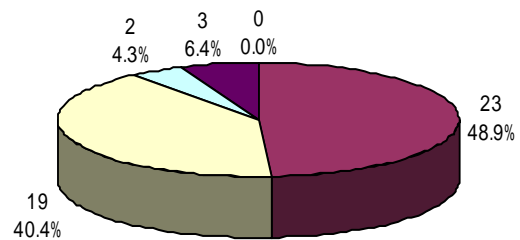
全国知事会男女共同参画研究会では、地方分権の視点から各々のニーズにきめ細かく対応した少子化対策を提示し、現在各地方公共団体で策定中の「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画」の策定に資するとともに、併せて、国への要望や国民に対する啓発を行うことを目的に、「次世代育成支援対策推進のための調査」を実施した。調査は、全都道府県を対象にし、設問項目は31問である。都道府県調査からは次のような結果が判明している。

## 2 調査結果（概要）

6月4日に閣議決定された少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」（以下「大綱」という。）は、国の基本施策として定められたものであるが、その大綱では、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」が重点課題に掲げられており、地方公共団体においても大綱を踏まえ、地域の実情に応じた総合的な取組が求められている。

図1は、都道府県が、企業への「仕事と家庭の両立支援」を

図1 都道府県が、企業への「仕事と家庭の両立支援」を促す働きかけにおいて、事業の継続、充実に障害となること、行っていない・検討中の最も大きな理由（n=47）



- 1. そもそも労働行政は国が主導する業務
- 2. 都道府県として必要は感じるが、その権限・業務に関する位置づけが弱い
- 3. 財源や実施体制に限界がある
- 4. 実態やニーズがつかめていない
- 5. その他

促す働きかけの事業を行うにあたり、事業の継続、充実によって障害となること、あるいは、働きかけを行っていない・検討中である場合にはその最も大きな理由について質問したところ、「そもそも労働行政は国が主導する業務」をあげた都道府県は皆無となっていて、都道府県の主体的な取組の意識が伺えるものの「都道府県として必要は感じるが、その権限・業務に関する位置づけが弱い」(48%)、「財源や実施体制に限界がある」(40%)となっている。

図2は、「行動計画」の策定と大綱との関連をたずねた設問であるが、大綱の「重点課題に取り組むための28の行動」として示されている内容を、現在策定中の「行動計画」に盛り込んでいる(盛り込む予定のある)21都道府県について、どの項目を盛り込んでいる(予定)かを質問したところ、保育など従来の施策群の延長に関する項目は、100%盛り込んでいるのに対し、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」に必要な抜本的施策に関する6つの項目(No5~No10)の反映率は、67%~95%に止まっている。加えて「児童手当の充実を図り、税制の在り方検討」(43%)や「奨学金の充実」(62%)といった財源を伴う項目については、さらに低率となっている。

図2 「少子化社会対策大綱」を受けて、大綱の「重点課題に取り組むための28の行動」の項目のうち、現在策定中の「行動計画」に盛り込んでいる(盛り込む予定)もの(複数回答可)(n=21)

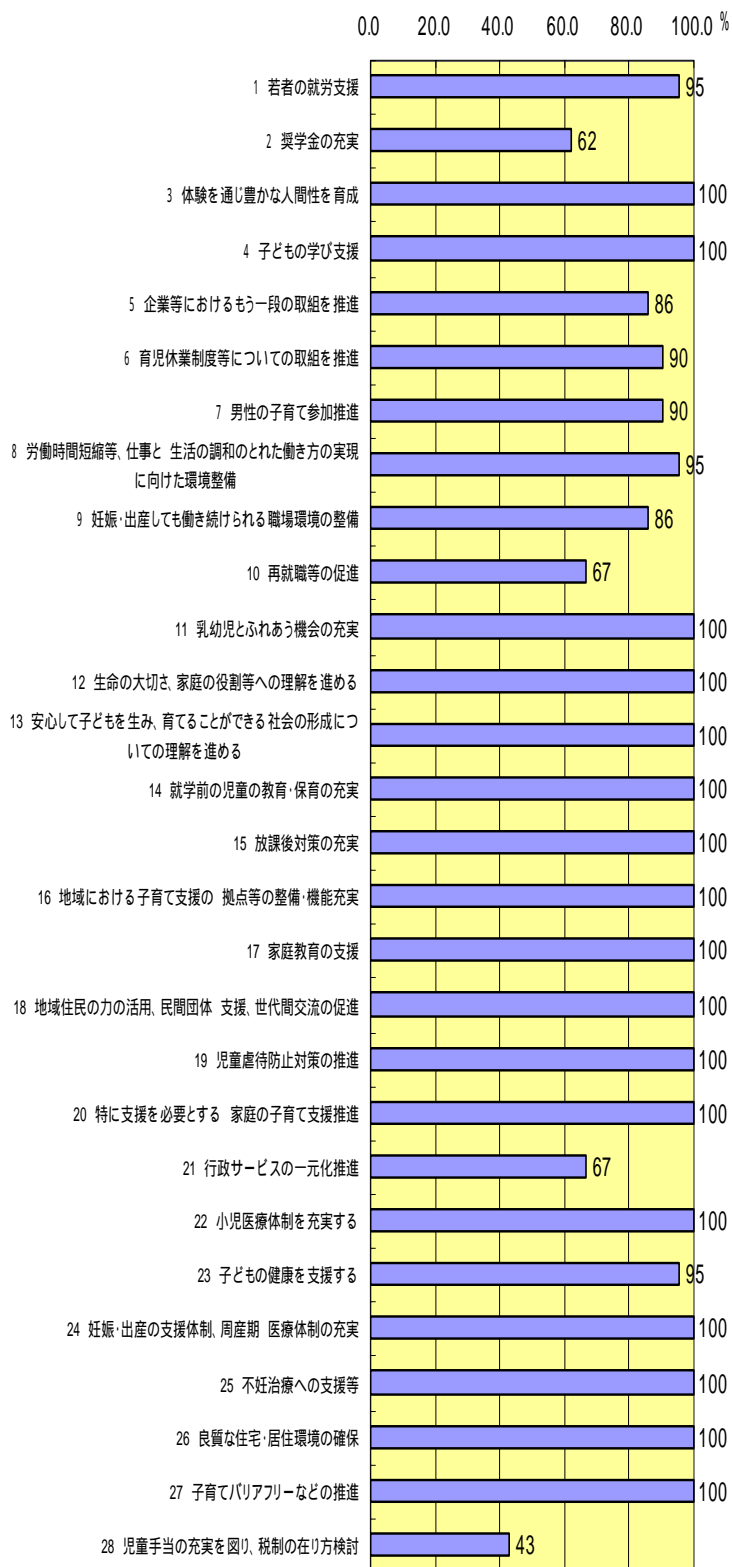


図3は、次世代育成支援対策推進法において、一般事業主行動計画の策定を義務づけられている「従業員301人以上の企業」の数の把握状況について質問したところ、約6割(57%)の都道府県は把握していないことを示す。同法に基づき国が定めた行動計画策定指針では、地方公共団体と一般事業主は密接な連携を図ることが必要とされているが、「地域行動計画策定に関するQ&A」において、「どの企業が一般事業主行動計画の策定を義務づけられるか等の個別企業の情報の提供は困難」とされている。現状では、策定義務を負うのはどの企業であるのか等の基本的な情報の把握が困難である。

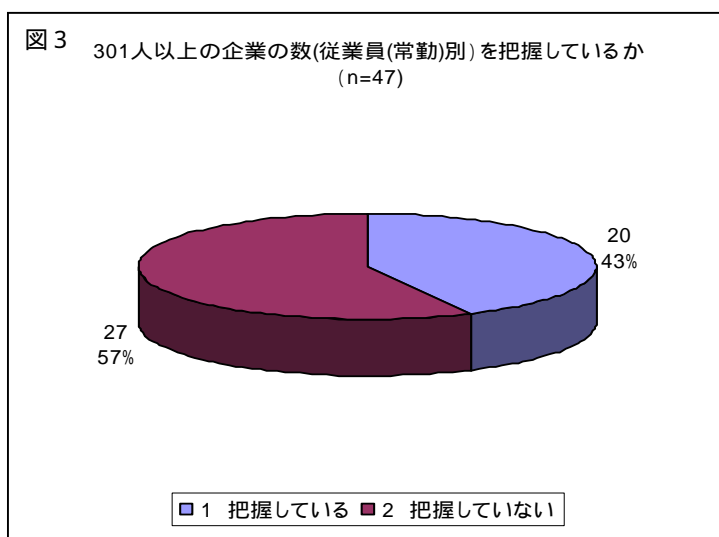


図4は、各施策分野での実態調査やニーズ調査等の有無をグラフにしたものである。企業の両立支援制度や育児休業取得率の調査、食に関する実態調査、ひとり親家庭の実態調査は半数以上の都道府県で行われている。

その一方で、育児中の女性の再就職ニーズ調査、産前産後の子育て家庭支援ニーズ調査、子育て家庭の経済的支援ニーズ調査、男性の子育て支援ニーズ調査などは、極端に実施率が低い。

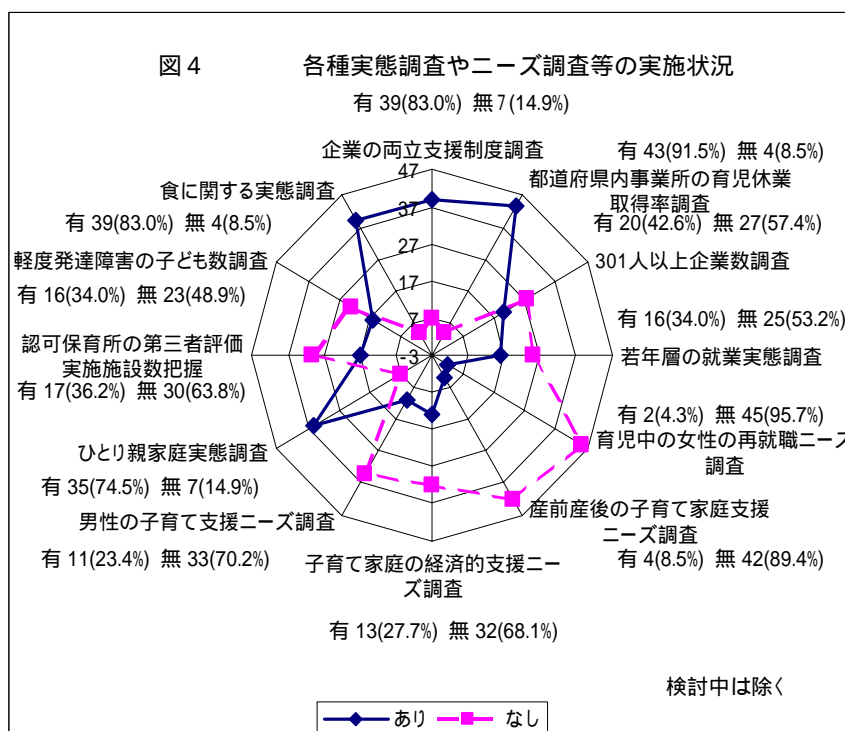


図5は、児童虐待防止対策について、現行制度の中でどの分野に、特に改善が必要か質問したところ発生予防(36.2%)、家族再生(27.7%)、早期発見・対応(23.4%)の順となっている。改善が必要と考える、それぞれの理由については、次のとおり市町村や専門家の取組に対する期待が顕著となっている。

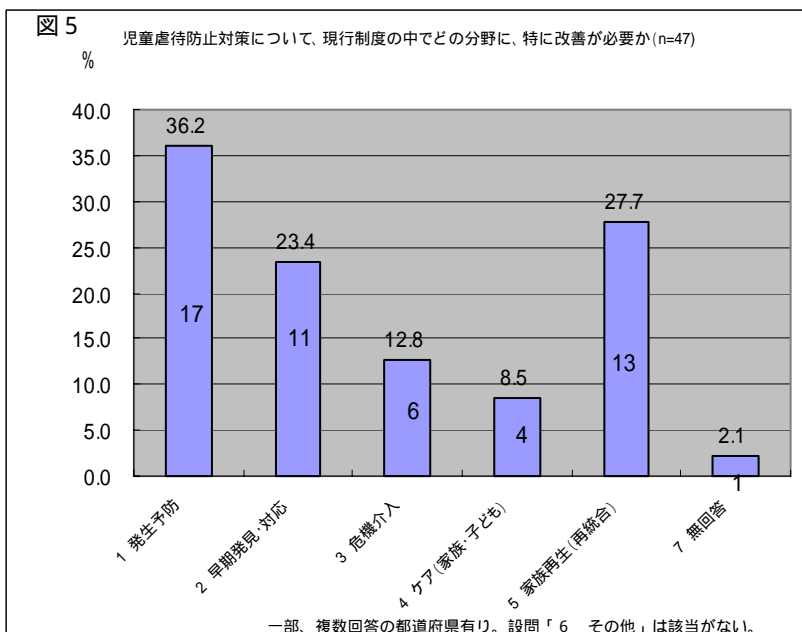
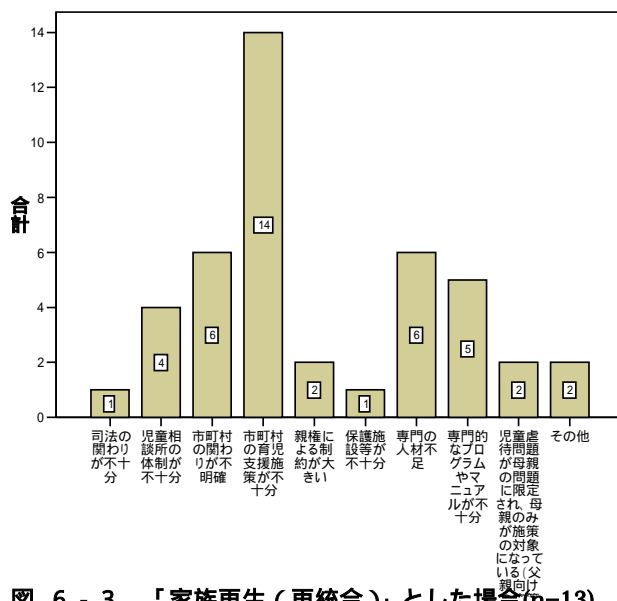


図6-1「発生予防」に改善が必要との回答(n=17)のうち、約8割(82.4%)が「市町村の育児支援策が不十分」と答えており、また、図6-2「早期発見・対応」に改善が必要との回答(n=11)のうち、約6割(63.6%)が「市町村の関わりが不明確」と答え、市町村の果たす役割について期待する結果が出ている。

図6-1 「発生予防」とした場合(n=17)



一方、図6-3「家族再生(再統合)」に改善が必要との回答(n=13)では、全て(100%)が「専門的なプログラムやマニュアルが不十分」と回答しており、専門的なシステム構築への問題意識がより強く出ている。

図6-2 「早期発見・対応」とした場合(n=11)

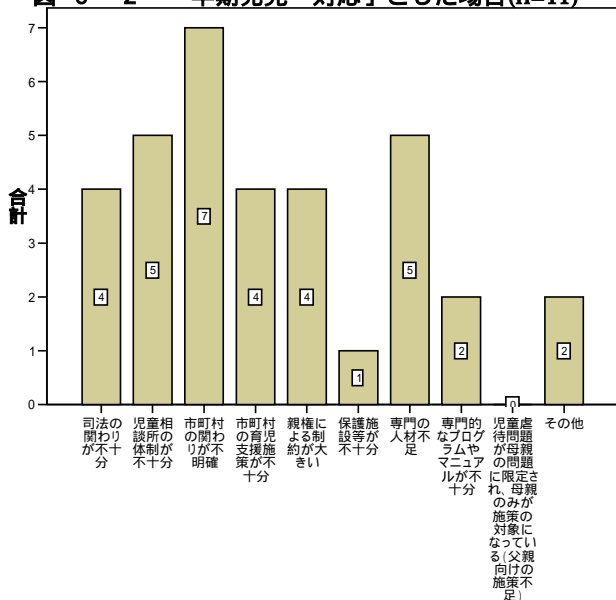
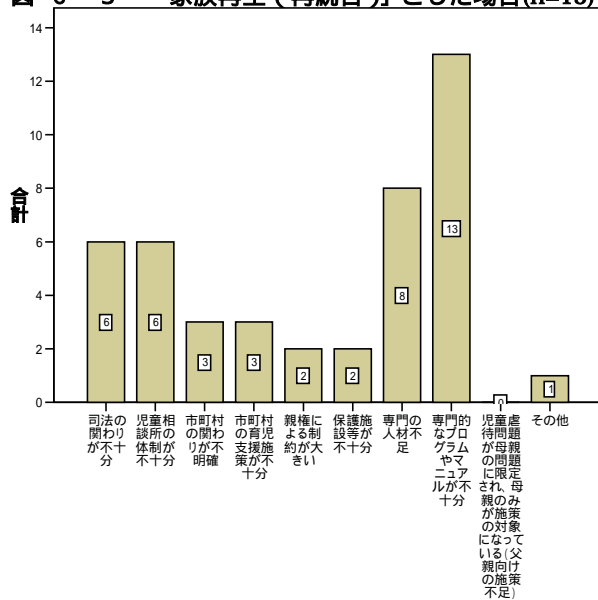


図6-3 「家族再生(再統合)」とした場合(n=13)



### 3 まとめ

調査結果からは、財源、権限、情報等限られた条件の中で、都道府県が、男女共同参画の視点から、仕事と家庭の両立支援のための企業への働きかけや策定中の行動計画への盛り込みを行うなど意欲的に取り組もうとしている実態が浮き彫りとなった一方で、それら取組に限界があることが明らかとなった。

また、地域の実情やニーズにより、「育児中の女性の再就職支援」「産前産後の家庭支援」「経済的支援」「男性の子育て支援」といった各施策分野等で、都道府県の実態把握やニーズ把握にばらつきが見られたり、児童虐待への対応等への市町村や専門家の取組に対する期待が顕著にうかがわれることなども明らかになった。

今後、財源及び権限の移譲並びに情報の共有化等を積極的に進め、地域の実情やニーズに即した実効性のある次世代育成支援対策の実現が期待される。